

えん罪・狭山事件 56 年 石川一雄さんは無実だ！

有罪証拠の主軸は完全崩壊！

続々と提出されている決定的新証拠により、

確定判決の全てに合理的疑いが明確に生じている今、

東京高裁は事実調べを行い、すみやかに再審を開始せよ！

部落差別にもとづく冤罪・狭山事件は、今年5月で事件発生から56年、東京高裁へ第三次再審を申し立ててから13年を迎えてしまいます。不当な有罪判決（1974年10月31日・2審・東京高裁 寺尾裁判長）から44年が経過しましたが、裁判所は1度も事実調べを行っていません。

被差別部落に対する差別意識、予断と偏見が最大限に利用され犯人にでっち上げられてしまった石川一雄さんは、80歳になってしまいました。

石川さんは見えない手錠を架せられたまま半世紀以上無実を訴え続けています。

2009年に当時の門野裁判長が検察官に対して証拠開示勧告を発し、38回に及ぶ三者協議（裁判所・検察官・弁護団による協議）が積み重ねられ、事実調べ実施・再審開始を求める声が全国的に大きくなる中で、狭山事件の再審審理は大きく動き出しました。

第三次再審請求段階において開示された証拠を科学的に分析し、現在220点もの石川さんの無実を証明する新証拠が裁判所に提出されています。多くの国民が注視する中で狭山事件の審理は大詰めを迎えています。

2018年1月15日に提出された福江潔也・東海大学教授によるコンピュータを使った筆跡鑑定は、狭山事件の脅迫状と石川さんの書いた上申書2通と手紙2通のなかから4つの文字「い・た・て・と」を抽出してコンピュータで解析し、人間の勘や経験を頼りにしたこれまでの筆跡鑑定とはまったく違った、コンピュータを使った最新の科学的な筆跡鑑定において、99.99999……%（限りなく100%に近い近似的数値）の識別確率で別人が書いたものであると結論づけました。ポケットに入れて持ち歩いていたとされている脅迫状から石川さんの指紋は1つも検出されていません。

真の犯人が残した唯一の物証である脅迫状は石川さんが書いたものではないことが明確に証明されました。

2016年8月、下山進・吉備国際大学名誉教授による重要新証拠（下山第1鑑定）が出され、石川さんの家から発見され有罪判決の重要証拠となった万年筆が被害者のものではないことを科学的に明らかにされました。

さらに昨年8月30日、下山第2鑑定が出され、X線照射によるインクの構成元素の違いによっても、石川さん宅から発見された被害者のものとされる万年筆が偽物であることが証明され、石川さんの無実は100%明らかとなっています。

狭山事件の再審審理をこれ以上引き延ばすことは許されません。裁判所の責務は、公正・公平な審理を尽くすことであって、決して誤った確定判決を維持することではありません。

東京高裁・後藤眞理子裁判長は、有罪証拠の主軸が完全に崩壊し、確定判決に合理的疑いが明確に生じ、証拠のねつ造までもが明らかにされている今、即刻、証人・鑑定人尋問などの事実調べを行い再審を開始すべきです。地域・職場から再審開始の声を集め2.28狭山事件の再審を求める東京集会へ参加しよう！

狭山東京実行委員会